

# パブリック・コメント制度を実施します

市の重要な計画を考える時、事前に市民の皆さんのご意見をお聞きし、政策に反映させるとともに、ご意見に対する市の考え方を公表する『パブリック・コメント制度』を策定しました。

## パブリック・コメント制度とは？

市民生活に広く影響する市の基本的な施策などの策定にあたり、その施策などの趣旨、目的、内容などの必要な事項を広く公表し、皆さんから提出された多様な意見、情報、専門的知識などを考慮し、意志決定を行うとともに、提出された意見に対する市の考え方などを公表する一連の手続きのことをいいます。

## パブリック・コメント制度の対象

- (1) 市政に関する基本的な計画の策定または変更
- (2) 市政の基本方針を定めることを内容とする条例の制定または改廃
- (3) 市民に義務を課し、または権利を制限することを内容とする条例(金銭徴収に関する条項を除く。)の制定または改廃に係る案の策定
- (4) 広く市民の利用に供される建物などの基本的な計画の制定または変更
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認めるもの

## 意見を提出できる方

- (1) 市内に住所を有する方
- (2) 市内の事務所または事業所に勤務する方
- (3) 市内の学校に在学する方
- (4) 市内に事務所または事業所を有する個人または法人その他の団体
- (5) その他パブリック・コメント制度の対象となる事項について、意見を提出する意志を有する方

## パブリック・コメント制度の流れ

